平成２７年（フ）第１８号
福島県二本松市下長折字荒井308番地
債務者　渡辺　宏一
1　決定年月日時　平成27年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
福島地方裁判所

平成２７年（フ）第１９号
福島県伊達市伏黒字沖前52番地２
債務者　齋藤　久枝
1　決定年月日時　平成27年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
福島地方裁判所

平成２７年（フ）第２１号
福島市東中央１丁目15番地の２チサンマンション東中央503
債務者　松本由加里
1　決定年月日時　平成27年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
福島地方裁判所

平成２７年（フ）第１１号
群馬県桐生市東６丁目４番12号　井草工業所内
債務者　井草　重雄
1　決定年月日時　平成27年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２６年（フ）第９８号
石川県加賀市松が丘１丁目24番地の２
債務者　田中　孝一
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２７年（フ）第８号
石川県能美市大浜町ノ192番地１、従前の住所大阪府堺市美原区青南台１丁目９番21号
債務者　畑　　浩
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２７年（フ）第３７号
山梨県甲州市塩山下於曽1423番地　ハイツ扇田Ａ－５
債務者　眞鍋　秀子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成27年３月16日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４３号
山梨県甲府市山宮町1014番地
債務者　谷田　和美（旧姓古屋）
1　決定年月日時　平成27年３月16日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３３号
三重県津市芸濃町雲林院960番地30
債務者　近藤　成亮
1　決定年月日時　平成27年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第５８４号
兵庫県西宮市川西町５番18号
債務者　古川　貞子
1　決定年月日時　平成27年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第４９号
兵庫県尼崎市西難波町１丁目28番10―406号、前住所兵庫県尼崎市西立花町３丁目17番４―1035号
債務者　宮脇　梨恵
1　決定年月日時　平成27年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第９２号
兵庫県尼崎市尾浜町２丁目20番12号　エメラルド尾浜パートⅠ―101、前住所兵庫県尼崎市西川２丁目15番13―208号
債務者　松村順子こと松村純奈こと　李　　福順
1　決定年月日時　平成27年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１２号
鳥取県東伯郡琴浦町大字松谷564番地165町住８－Ａ号、旧住所鳥取県東伯郡琴浦町大字八幡1081番地１
債務者　小林真理子
1　決定年月日時　平成27年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２６年（フ）第１１０号
鳥取県米子市旗ヶ崎４丁目６番44号、前住所兵庫県伊丹市瑞ケ丘２丁目２番地　住友電工昆陽池寮523号
債務者　大阪　　光
1　決定年月日時　平成27年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第３４号
山口県下関市彦島江の浦町４丁目６番８号
債務者　宮木　一郎
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第２２号
福岡県飯塚市勢田124　新立団地Ａ―204、前住所福岡県飯塚市赤坂854番地39
債務者　瀬川　一成
1　決定年月日時　平成27年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２７年（フ）第１１８号
北九州市門司区寺内１丁目30番２―308号
債務者　鈴木　康之
1　決定年月日時　平成27年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部